証券コード　7514
平成27年11月６日

株　主　各　位

岐阜県岐阜市江添１丁目１番１号
株式会社ヒマラヤ
代表取締役社長　野　水　優　治

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年11月24日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年11月25日（水曜日）午前10時

２．場　　所　岐阜県岐阜市橋本町１丁目10番地11
じゅうろくプラザ　５階　大会議室
（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

３．目的事項

報告事項
１．第40期（平成26年９月１日から平成27年８月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
２．会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第８号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.himaraya.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年９月１日から
平成27年８月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度（平成26年９月１日～平成27年８月31日）における我が国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策により、企業収益や雇用・所得環境に改善の動きが見られ、緩やかな回復基調となりました。一方、個人消費については、消費税増税の反動の長期化、円安による物価上昇などの影響により、厳しい選別基準を伴うものとなりました。連結会社が属しておりますスポーツ用品販売業界におきましては、健康への意識の高まりによるスポーツ参加人口の増加が継続して見られ堅調に推移している中、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、５年後へ向けて大きな期待が高まっております。

このような状況下、連結会社では、株式会社ヒマラヤにて10店舗を出店、５店舗を閉店、株式会社ビーアンドディーにて２店舗を出店、１店舗を閉店いたしました。その結果、平成27年８月末時点で連結会社の店舗数は全国に株式会社ヒマラヤ118店舗、株式会社ビーアンドディー33店舗となり合計151店舗、売場面積は269,189㎡となりました。

商品別の売上げの状況については、一般スポーツ用品は、ランニングブームに代表される健康志向の高まりが継続していることからシューズを中心に関連商品群が好調に推移いたしました。一方、秋の大型台風や冬場の気温低下遅れによる影響に加え、サッカー用品市場での前年のサッカーワールドカップ商戦に対する反動減などにより、前期比102.2％にとどまりました。ゴルフ用品は、ゴルフクラブが、前年の消費税増税前の駆け込み需要の反動などからやや低調に推移しましたが、雑貨・ウェア類の品揃え強化が貢献した結果、前期比109.3％となりました。スキー・スノーボード用品は、降雪に恵まれたシーズンとなり、品揃えや価格のニーズへの的確な対応に注力した結果、前期比107.0％となりました。アウトドア用品は、トレッキングの新規参入層の拡大に一服感があるものの、タウンユースでの

ニーズが高く、さらにキャンプ用品も天候に恵まれ好調に推移した結果、前期比121.9%となりました。連結売上総利益率は、季節性の高い商品について、きめ細やかな仕入、在庫管理を実施したことなどから、38.1%となり、前期に比べ1.4ポイント上昇いたしました。

以上の結果、当連結会計年度は連結売上高72,360百万円（前期比4.8%増）、連結営業利益2,358百万円（前期比11.3%増）、連結経常利益2,461百万円（前期比11.2%増）、連結純利益1,242百万円（前期比33.1%増）となりました。

商品区分別売上高は次のとおりであります。

商品区分	前連結会計年度 自　平成25年9月 1日 至　平成26年8月31日		当連結会計年度 自　平成26年9月 1日 至　平成27年8月31日		前連結会計年度比 増減率 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
スキー・スノーボード	4,308	6.2	4,609	6.4	7.0
ゴルフ	10,235	14.8	11,186	15.4	9.3
アウトドア	4,763	6.9	5,806	8.0	21.9
一般スポーツ	49,625	71.9	50,692	70.1	2.2
その他	118	0.2	65	0.1	△44.9
合計	69,051	100.0	72,360	100.0	4.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,520百万円で、その主なものは次の新規出店および店舗の増床等に関するものであります。

株式会社ヒマラヤ

平成26年９月	長崎葉山店（新規）
平成26年10月	イオンモール千葉ニュータウン店（新規）
平成26年10月	香芝店（新規）
平成26年10月	イオンモール綾川店（新規）
平成26年11月	イオンモール浜松市野店（新規）
平成26年12月	大垣店（新規）
平成26年12月	ピエリ守山店（新規）
平成27年３月	鳥取店（新規）
平成27年４月	イオンモールかほく店（新規）
平成27年４月	いこらも～る泉佐野店（新規）
平成27年４月	高崎店（増床）

株式会社ビーアンドディー

平成27年３月	浅草ＲＯＸ・３Ｇ店（新規）
平成27年４月	熊谷店（新規）

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2)直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 37 期 (平成24年８月期)	第 38 期 (平成25年８月期)	第 39 期 (平成26年８月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (平成27年８月期)
売　上　高(百万円)	61,604	66,037	69,051	72,360
経 常 利 益(百万円)	2,106	2,671	2,213	2,461
当 期 純 利 益(百万円)	900	1,224	933	1,242
１株当たり当期純利益　(円)	73.52	99.38	75.76	100.85
総　資　産(百万円)	34,554	36,534	36,729	38,288
純　資　産(百万円)	11,788	12,848	13,469	14,695
１株当たり純資産額　(円)	956.82	1,042.86	1,093.25	1,192.79

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3)重要な親会社および子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ビーアンドディー	189百万円	100%	スポーツ用品小売業

（注）当社の連結子会社は上記１社であります。

③　その他の重要な企業結合の状況

三菱商事株式会社は、当社の議決権を20.02%所有しており、当社は三菱商事株式会社の持分法適用の関連会社であります。

(4)対処すべき課題

連結会社を取り巻く事業環境は、健康志向の高まりによるスポーツ用品に対するニーズの根強さが顕著であるものの、将来の国民の税負担や社会保障負担の増加が予測されることや雇用・所得環境の先行き不透明感から、個人消費は一層厳選した消費活動となり、少子高齢化社会の進展とも相俟って顕著な市場拡大が見通しにくい中で、企業間競争が益々激化するものと見込んでおります。

そのような中で、スポーツ用品販売業界における確固たる地位の確立に向けて、引き続き積極的な新規出店による事業規模の拡大とともに、各商圏における地域一番店をより多く築いていくことが重要課題と認識しております。そのため、継続して投資計画の精度向上に努め、出店リスクの回避と投資回収の早期化の実現を図り、変化する社会情勢や地域需要に機敏に対応した店舗出店を目指します。

連結会社の事業活動の中心となる商品仕入れおよび販売活動では、地域性をふまえ、機能・品質・価格でお客様に支持いただける商品のタイムリーな提供に努めながら、粗利益率の改善を目指して商品調達コストの低減や在庫効率の向上に取り組み、確かな専門知識を有した販売員がお客様のニーズに合致した接客販売をしてお客様に満足いただくことを徹底追求し、業界No.1の接客力を持つ企業グループとなることを目指します。そのために、これらの活動を的確かつスピーディーに行うための下支えとなる情報システムの更新を定期的に推進し、またモチベーションの高い人材を多く擁して永続的な能力向上を促す人材の教育・評価システムに注力します。

さらに、上記とあわせて経営活動全般のリスクマネジメントの強化に引き続き取り組み、リスクへの的確な対応の仕組みや統制活動のレベル向上に努めるとともに、事業継続計画を確立することで、事業基盤の強化をより確固としたものにすることを目指します。

連結会社はこれらの課題を克服することで、全てのステークホルダーから評価され、信用信頼を受ける企業となるよう努力し成長してまいります。

(5)主要な事業内容（平成27年８月31日現在）

連結会社は、スキー、スノーボード、ゴルフ、アウトドア、マリンスポーツ、野球、サッカー、テニスなどスポーツ用品の販売を主要な事業としております。販売方法は、小売専門店チェーンの展開にて行っております。

(6)主要な事業所（平成27年８月31日現在）

①　当社

本　　社　　岐阜県岐阜市江添１丁目１番１号

店　　舗　　118店舗

群 馬 県　３店舗	埼 玉 県　４店舗	千 葉 県　３店舗
東 京 都　２店舗	神奈川県　１店舗	新 潟 県　２店舗
富 山 県　１店舗	石 川 県　１店舗	福 井 県　２店舗
岐 阜 県　10店舗	静 岡 県　１店舗	愛 知 県　13店舗
三 重 県　２店舗	滋 賀 県　５店舗	京 都 府　３店舗
大 阪 府　６店舗	兵 庫 県　３店舗	奈 良 県　１店舗
和歌山県　１店舗	鳥 取 県　１店舗	島 根 県　３店舗
岡 山 県　６店舗	広 島 県　７店舗	山 口 県　８店舗
香 川 県　１店舗	愛 媛 県　４店舗	高 知 県　１店舗
福 岡 県　５店舗	長 崎 県　５店舗	熊 本 県　２店舗
大 分 県　２店舗	宮 崎 県　２店舗	鹿児島県　４店舗
沖 縄 県　３店舗		

②　子会社

株式会社ビーアンドディー

本　　社　　東京都豊島区東池袋２丁目32番22号
大塚東池袋ビルディング３階

店　　舗　　33店舗

茨 城 県　１店舗	群 馬 県　１店舗	栃 木 県　１店舗
埼 玉 県　７店舗	千 葉 県　４店舗	東 京 都　12店舗
神奈川県　７店舗		

(7)使用人の状況（平成27年８月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,062（1,763）名	80名増（153名増）

（注）１．使用人数は就業員数であり、パートタイマーは年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。
２．使用人数には、当社企業集団外から当社企業集団内への出向者を含みます。
３．前連結会計年度に比べ使用人が80名、パートタイマーが153名それぞれ増加したのは、主に店舗の新規出店によるものです。
４．当社企業集団は一般小売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
879（1,620）名	75名増（150名増）	33.81歳	8.41年

（注）１．使用人数は就業員数であり、パートタイマーは年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。
２．使用人数には、社外から当社への出向者を含みます。
３．前事業年度に比べ使用人が75名、パートタイマーが150名それぞれ増加したのは、主に店舗の新規出店によるものです。

(8)主要な借入先の状況（平成27年８月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社大垣共立銀行	3,560百万円
株式会社十六銀行	2,227
株式会社三井住友銀行	1,108

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1)　株式の状況（平成27年８月31日現在）

①　発行可能株式総数　40,000,000株

②　発行済株式の総数(自己株式を含む)　12,320,787株

③　株主数　6,845名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社コモリホールディングス	3,128,000株	25.38%
三菱商事株式会社	2,466,300	20.01
小森　裕作	365,000	2.96
小森　温子	350,000	2.84
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	340,000	2.75
ヒマラヤ従業員持株会	315,275	2.55
株式会社大垣共立銀行	146,250	1.18
株式会社十六銀行	145,500	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	145,200	1.17
木島　あすか	143,600	1.16
小森　一輝	143,600	1.16
小田　加奈代	143,600	1.16

(注)　持株比率は、自己株式（206株）を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(2)　新株予約権等の状況

①　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

②　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	小森 裕作	
代表取締役社長	野水 優治	
常務取締役	後藤 達也	商品本部長 株式会社ビーアンドディー常務取締役
取締役	鈴木 好治	販売本部長
取締役	山田 雄平	店舗開発本部長
取締役	大野 輝文	管理本部長兼総務部長
取締役	髙月 敦史	三菱商事株式会社 リテイル本部衣料・生活用品部長
監査役（常勤）	小久保 隆	
監査役	加藤 文夫	セイノーホールディングス株式会社 社外監査役 イビデン株式会社　社外監査役 税理士
監査役	林 直康	一般財団法人岐阜社会福祉事業 協力会　理事長

（注）１．取締役髙月敦史氏は社外取締役であります。

２．監査役加藤文夫氏および林直康氏は、社外監査役であります。

３．監査役加藤文夫氏は、税理士として資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は、監査役加藤文夫氏および林直康氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届出ております。

５．平成26年11月26日開催の第39期定時株主総会において、加藤文夫氏および林直康氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。

６．当事業年度中における取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
増田康裕	常務取締役 管理本部長	常務取締役社長付	平成27年６月１日
大野輝文	取締役総務部長	取締役管理本部長 兼　総務部長	平成27年６月１日

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位
増 田 康 裕	平成27年６月30日	辞 任	常務取締役
市 橋 勝 彦	平成26年11月26日	任 期 満 了	社外監査役
神 村 光 昭	平成26年11月26日	辞 任	社外監査役

③ 責任限定契約の概要

当社は、取締役髙月敦史氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款第30条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役および監査役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (内 社 外 取 締 役 分)	8名 (1)	137百万円 (2)
監 査 役 (内 社 外 監 査 役 分)	5 (4)	13 (0)
合 計	13	151

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成22年11月25日開催の第35期定時株主総会において総額200百万円以内、監査役の報酬限度額は、平成９年６月27日開催の第21期定時株主総会において総額36百万円以内と決議いただいております。なお、報酬限度額には役員退職慰労引当金は含めておりません。

２．上記支給額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額△１百万円(取締役△０百万円、監査役△０百万円)を含んでおります。

３．上記支給人員および支給額には、平成27年6月30日をもって退任した取締役１名と、平成26年11月26日開催の第39期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役２名を含んでおります。

４．上記支給額のほかに、平成26年11月26日開催の第39期定時株主総会決議に基づき、第39期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名に対し、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

・退任監査役２名　　０百万円

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

（イ）取締役髙月敦史氏は、三菱商事株式会社の部長職であります。三菱商事株式会社は当社のその他の関係会社であり、同社と資本業務提携契約を締結しております。

（ロ）監査役加藤文夫氏は、セイノーホールディングス株式会社およびイビデン株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

（ハ）監査役林直康氏は、一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会の理事長であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ．社外役員の当事業年度における活動状況

氏　　名	活　　動　　状　　況
取締役　髙　月　敦　史	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席いたしました。経営に対する高い見識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言しております。
監査役　加　藤　文　夫	平成26年11月26日就任以降に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。当事業年度に開催された取締役会および監査役会において、財務・税務に関する高度な見識をもって、適宜発言しております。
監査役　林　　直　康	平成26年11月26日就任以降に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。当事業年度に開催された取締役会および監査役会において、元警察署長および県警本部警備部長としての豊富な経験と高度な見識をもって、適宜発言しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な調査を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 当社の業務の適正を確保するため、内部統制システムに関する基本方針について取締役会で決議した内容は次のとおりです。

（ｉ） 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役、常勤監査役、本部長が委員を務めるコンプライアンス・リスク委員および外部有識者（弁護士、会計士、税理士、学者等）をもって構成し、四半期に１回の割合で開催する「コンプライアンス・リスク管理委員会」（以下「C&R管理委員会」という。）を設置する。

ロ．当社は、コンプライアンスを全社に浸透させる組織として、社長がコンプライアンス・オフィサー、管理本部長が委員長、取締役、常勤監査役、本部長、部長およびエリア長が委員を務めるコンプライアンス・リスク委員をもって構成し、毎月１回開催する「コンプライアンス・リスク管理実行委員会」（以下「C&R管理実行委員会」という。）を設置する。

ハ．当社は、「C&R管理実行委員会」の委員長からその指名を受けた者に、当社グループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。

ニ．当社の役員および使用人は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、「ヒマラヤグループ企業行動規準」に従って、「C&R管理委員会」および「C&R管理実行委員会」へ報告するものとする。

ホ．当社グループの重要な通報について法令違反等が確認された場合は、当社は、外部有識者を含めた調査・対応チームで調査実施のうえ、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に役員および使用人に開示し、周知徹底する。

ヘ．当社グループのコンプライアンスの推進については、「コンプライアンス・グループマニュアル」を制定し、ここにコンプライアンスの基本原則を設ける。

ト．当社グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「ヒマラヤグループ企業行動規準」等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。

チ．当社グループは、相談・通報体制（ホットライン）を社内外に設置し、当社グループの役員および使用人が、社内においてコンプライアン

ス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、通報者の希望により匿名性を保障のうえ、通報者に不利益がないことを確保する。

リ．監査役は、独立した立場から、当社グループの内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

ヌ．業務執行部門から独立した当社の内部監査室は、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じて、その改善を促す。

ル．当社グループは、反社会的勢力との関係については、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」に則り、一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち、幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除する。

ヲ．当社は、当社グループの財務状況の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備し運用する。

（ⅱ） 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．当社は法令および「文書管理規程」に基づき、文書等の保存を行う。

ロ．情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」および「個人情報取扱規程（個人情報保護方針を含む）」により対応する。

ハ．当社は、会社の重要な情報開示に関連する規程を整備し、法令等または取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

（ⅲ） 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．各部・店（名称を問わずこれに準ずる組織を含む）は、別に定める「リスク管理基本規程」に従って所管業務に係るリスクまたは損害発生を最小限に抑える仕組み等・内部統制の有効性を検証する。

ロ．当社の内部監査室は、当社グループの内部統制に関する全社的整備状況の監査を行う。

ハ．「C&R管理委員会」は、当社グループの諸リスクに関する横断的監視および対応と総指揮を行う。

ニ．「C&R管理委員会」の事務局は、当社の法務・コンプライアンス室に設置する。

（ⅳ） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社グループ各社は、定例の取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定や全社計画の進捗状況の確認ならびに取締役の業務の執行

状況の監督等を行う。

ロ．取締役会付議事項および経営の基本方針に基づく全社戦略について、審議、決定するために、取締役および常勤監査役が出席する経営会議を毎月１回以上開催する。

（ｖ） 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、当社子会社を「関係会社管理規程」に基づき管理・運営する。

ロ．「ヒマラヤグループ行動規準」「コンプライアンス・グループマニュアル」「関係会社管理規程」により当社グループのコンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。

ハ．当社グループに対しては、当社の内部監査室による調査の実施、および必要に応じ関係部門の担当者あるいは調査・対応チームによる聞き取り調査体制を構築する。

ニ．当社および子会社に影響を及ぼす重要な事項については、当社の取締役会審議の前に、経営会議において多面的な検討を経る体制とする。

ホ．当社は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、重要な案件に関する事前協議等、定期および随時に当社へ報告させるものとし、経営上の重要な事項については、関係会社管理規程に定める事項に基づき、子会社に対して事前に当社の取締役会へ付議させるように義務づける。

ヘ．監査役が、監査役自らまたは監査役会を通じて当社グループの監視・監査を効率的かつ適正に行えるよう会計監査人および当社の内部監査室との密接な連携等的確な体制を構築する。

（ⅵ） 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

（ⅶ） 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役の職務を補助すべき使用人を選任した場合、その人事異動に関しては、事前に監査役会へ報告することとし、懲戒を含む評価については、監査役会の事前承認を必要とすることとする。

ロ．監査役からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該使用人は、当該指示については監査役の指揮命令権に従うとともに、指示の有無・内容等につき監査役に対し守秘義務を負うものとする。

(viii) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

イ．当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

ロ．当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役および使用人は、以下に定める事項について、発見またはその恐れがある場合に速やかに監査役に対して報告を行う。

(イ) 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

(ロ) 会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのある事実

(ハ) 取締役の職務遂行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実、当社の内部監査室が実施した監査の結果、関係部門の担当者あるいは調査・対応チームが取り纏めた報告書の内容

(ニ) 企業倫理に関する内部通報窓口および「パワハラ等」に関する相談窓口に対する通報の状況

ハ．監査役が必要と判断した情報については、当社グループの取締役および使用人に対し、報告を求めることができる。

ニ．監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

ホ．監査役が職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

(ix) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．全監査役の内、過半数以上は社外監査役とし、対外的透明性を担保する。

ロ．監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議や「C&R管理委員会」および「C&R管理実行委員会」などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることとする。

ハ．監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
ニ．代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととする。
ホ．取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

② 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

（ⅰ）内部統制システムに関する取り組み

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第４項第６号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。

（ⅱ）コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンスに係る教育は「C&R管理委員会」「C&R管理実行委員会」における会議体での説明や、役職員および階層や役割に応じた基本的事項の再確認や事例研究等の社内研修を実施することにより、法令および定款の遵守ならびにコンプライアンス意識の向上に努めました。

（ⅲ）リスク管理に関する取り組み

リスク管理基本規程に基づき、当社の企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について必要な検討をいたしました。

（ⅳ）業務執行の適正性や効率性の向上に関する取り組み

業務執行に係る重要案件については、経営会議規程に基づき、取締役会へ上程する前段階として、経営会議に付議し、そこでの議論を経て決定しております。

（ⅴ）内部監査に関する取り組み

当社の内部監査部門による当社内各部門およびグループ会社への内部監査を実施いたしました。

（ⅵ）監査役への情報提供への取り組み

当社では、代表取締役と監査役の相互の信頼関係を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者での意見交換を実施いたしました。

(6)株式会社の支配に関する基本方針

①　当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本　方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が、今後もスポーツ小売業界の中で事業を成長させ、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、「お客様第一主義」の企業理念に則りスポーツを愛する人々のニーズに応える品揃えやサービスの充実により同業他社との差別化を図り、出店周辺地域との連携をより密にした地域密着型の営業を展開することで、お客様ならびに地域からの信頼を勝ち取ると共に、収益基盤の強化に向けて中期事業計画に基づく諸施策を適時・適切に実行していくことが不可欠であり、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

また、外部者である買収者が大量買付を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報を把握し

た上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます（以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

② 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み等

中期事業計画等による企業価値向上に向けた取組み

当社の中長期の経営戦略の主眼は、国内のスポーツ用品販売業界において、売上高トップグループ３社の地位を確立し、事業基盤を強化することにあります。そのために、引き続き積極出店による事業規模の拡大を図ると共に、出店地域の需要や要望に即した店舗を機動的に展開します。さらに、専門知識を兼ね備えたスタッフの配置および継続的教育、商品構成の見直し、参加型イベントの定期的開催等を通じて、より専門性が高くお客様のお買い物がより楽しくなるような店舗の開発に力を注いでまいります。これらを含めて、既存店の活性化、採算性の低い店舗の改善、在庫効率の向上、売上総利益率の改善を行い、一方で広告宣伝費、物流費や労務費などの効率的な使い方による経費抑制によって、収益力の向上とキャッシュ・フローの増加を図ります。

一方、コーポレート・ガバナンスは社会との信頼関係構築の基本であり、その確立を最も重要な経営課題の一つと考えております。そのために、内部統制システムの構築とコンプライアンスの徹底に真摯に取り組んでまいります。

以上の中期事業計画を基にした取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

（平成27年８月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	23,568	流動負債	15,735
現金及び預金	2,959	支払手形及び買掛金	9,270
売掛金	1,191	短期借入金	400
商品	17,869	1年内返済予定の長期借入金	3,250
貯蔵品	17	リース債務	7
繰延税金資産	269	未払法人税等	642
その他	1,260	賞与引当金	555
固定資産	14,720	その他	1,610
有形固定資産	7,863	固定負債	7,857
建物及び構築物	5,439	長期借入金	6,082
土地	1,476	リース債務	26
リース資産	31	繰延税金負債	12
その他	916	役員退職慰労引当金	333
無形固定資産	410	退職給付に係る負債	110
のれん	76	資産除去債務	1,135
ソフトウエア	253	その他	156
その他	80	負債合計	23,592
投資その他の資産	6,446	（純資産の部）	
投資有価証券	497	株主資本	14,582
長期貸付金	940	資本金	2,544
差入保証金	4,071	資本剰余金	4,004
繰延税金資産	514	利益剰余金	8,034
退職給付に係る資産	30	自己株式	△0
その他	418	その他の包括利益累計額	113
貸倒引当金	△26	その他有価証券評価差額金	212
		繰延ヘッジ損益	△0
		退職給付に係る調整累計額	△98
資産合計	38,288	純資産合計	14,695
		負債・純資産合計	38,288

連結損益計算書

（平成26年９月１日から
平成27年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		72,360
売上原価		44,791
売上総利益		27,568
販売費及び一般管理費		25,210
営業利益		2,358
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	11	
受取賃貸料	349	
その他	121	501
営業外費用		
支払利息	47	
不動産賃貸費用	332	
その他	18	398
経常利益		2,461
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
減損損失	201	201
税金等調整前当期純利益		2,265
法人税、住民税及び事業税	958	
法人税等調整額	64	1,022
少数株主損益調整前当期純利益		1,242
当期純利益		1,242

連結株主資本等変動計算書

（平成26年９月１日から
平成27年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,544	4,004	6,888	△0	13,436
会計方針の変更による累積的影響額			149		149
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	2,544	4,004	7,038	△0	13,586
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△246		△246
当期純利益			1,242		1,242
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					－
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	996	△0	996
当連結会計年度末残高	2,544	4,004	8,034	△0	14,582

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	95	0	△63	32	13,469
会計方針の変更による累積的影響額				－	149
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	95	0	△63	32	13,619
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				－	△246
当期純利益				－	1,242
自己株式の取得				－	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	116	△1	△34	80	80
当連結会計年度中の変動額合計	116	△1	△34	80	1,076
当連結会計年度末残高	212	△0	△98	113	14,695

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　１社

・連結子会社の名称　　株式会社ビーアンドディー

(2) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

①　重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券

満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法に基づく原価法

ロ．たな卸資産

・商品　　移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・貯蔵品　　最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ハ．デリバティブ　　時価法

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　手段：金利スワップ、為替予約
対象：借入金利息、外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針　当社は、輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金につきましては為替予約取引を行っております。また、変動金利の借入金の調達資金を固定金利の資金調達に換えるため、金利スワップ取引を行っております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法　ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動額を比較し、その変動額の比率によってヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤　のれんの償却方法および償却期間

５年間の定額法

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異および会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（58百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

ロ．消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を、平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が158百万円および繰延税金資産が82百万円それぞれ減少するとともに、退職給付に係る資産が73百万円および利益剰余金が149百万円それぞれ増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　7,777百万円

４．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、連結会社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
各営業店舗	店舗設備	建物等

連結会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また賃貸資産等については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(201百万円)として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物162百万円、その他38百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定士による鑑定評価額等により評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローを年1.2%で割り引いて算定しております。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	12,320,787株	－株	－株	12,320,787株

(2)剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成26年11月26日開催第39期定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額　123百万円
・１株当たり配当金額　10円
・基準日　平成26年８月31日
・効力発生日　平成26年11月27日

ロ．平成27年３月30日開催取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　123百万円
・１株当たり配当金額　10円
・基準日　平成27年２月28日
・効力発生日　平成27年５月15日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成27年11月25日開催予定の第40期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　123百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　10円
・基準日　平成27年８月31日
・効力発生日　平成27年11月26日

(3)新株予約権の目的となる株式数

該当事項はありません。

６．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入にて調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式および満期保有目的の債券であり、市場の変動リスクに晒されております。

長期貸付金および差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、毎月売掛金の明細を作成し、取引相手ごとに期日および残高を管理して回収遅延や貸倒れの未然防止を図っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

長期貸付金および差入保証金については、定期的に差入先の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

一部の外貨建の営業債務について、通貨別・月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財政状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理についてはデリバティブ取引管理規程に従い、経理部が取締役会の承認を得て行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

【資産】

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	2,959百万円	2,959百万円	－百万円
売掛金	1,191百万円	1,191百万円	－百万円
投資有価証券	497百万円	497百万円	0百万円
長期貸付金	940百万円	1,033百万円	93百万円
差入保証金	4,071百万円	3,902百万円	△169百万円
資産計	9,660百万円	9,585百万円	△75百万円

【負債】

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
支払手形及び買掛金	9,270百万円	9,270百万円	－百万円
短期借入金	400百万円	400百万円	－百万円
長期借入金(※)	9,332百万円	9,335百万円	２百万円
負債計	19,002百万円	19,005百万円	２百万円

(※) 長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格または合理的に算定された価額によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

長期貸付金、差入保証金

これらの時価については、契約期間等を勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利率により割り引いて算定する方法によっております。

負債

支払手形及び買掛金、短期借入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,192円79銭
(2) １株当たり当期純利益	100円85銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年８月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	20,898	流動負債	13,974
現金及び預金	2,676	支払手形	23
売掛金	1,077	買掛金	8,316
商品	15,820	1年内返済予定の長期借入金	2,995
貯蔵品	16	リース債務	7
前渡金	3	未払金	816
前払費用	463	未払費用	355
繰延税金資産	265	未払法人税等	632
未収入金	513	未払消費税等	176
その他	61	前受金	44
固定資産	15,400	預り金	33
有形固定資産	7,570	賞与引当金	538
建物	5,107	その他	34
構築物	114	固定負債	6,975
車両運搬具	2	長期借入金	5,482
工具、器具及び備品	837	リース債務	26
土地	1,475	役員退職慰労引当金	333
リース資産	31	資産除去債務	976
無形固定資産	317	その他	156
借地権	13	負債合計	20,950
ソフトウエア	244	（純資産の部）	
電気通信施設利用権	0	株主資本	15,142
電話加入権	23	資本金	2,544
その他	37	資本剰余金	4,004
投資その他の資産	7,512	資本準備金	3,998
投資有価証券	478	その他資本剰余金	5
関係会社株式	1,681	利益剰余金	8,594
出資金	5	利益準備金	457
長期貸付金	940	その他利益剰余金	8,136
差入保証金	3,404	別途積立金	1,050
長期前払費用	236	繰越利益剰余金	7,086
前払年金費用	179	自己株式	△0
繰延税金資産	463	評価・換算差額等	205
会員権	12	その他有価証券評価差額金	206
店舗賃借仮勘定	13	繰延ヘッジ損益	△0
その他	114	純資産合計	15,348
貸倒引当金	△17		
資産合計	36,299	負債・純資産合計	36,299

損　益　計　算　書

（平成26年９月１日から
平成27年８月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		**64,441**
売上原価		**39,850**
売上総利益		**24,591**
販売費及び一般管理費		**22,103**
営業利益		**2,488**
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	11	
仕入割引	16	
受取賃貸料	363	
その他	130	540
営業外費用		
支払利息	43	
不動産賃貸費用	347	
その他	51	442
経常利益		**2,586**
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
減損損失	176	176
税引前当期純利益		**2,414**
法人税、住民税及び事業税	952	
法人税等調整額	54	1,007
当期純利益		**1,406**

株主資本等変動計算書

（平成26年９月１日から
平成27年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,544	3,998	5	4,004	457	1,050	5,776	7,284	△0	13,832
会計方針の変更による累積的影響額				－			149	149		149
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,544	3,998	5	4,004	457	1,050	5,926	7,433	△0	13,982
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当				－			△246	△246		△246
当期純利益				－			1,406	1,406		1,406
自己株式の取得				－				－	△0	△0
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)				－				－		－
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,160	1,160	△0	1,160
当期末残高	2,544	3,998	5	4,004	457	1,050	7,086	8,594	△0	15,142

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	92	0	92	13,925
会計方針の変更による累積的影響額			－	149
会計方針の変更を反映した当期首残高	92	0	92	14,075
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当			－	△246
当期純利益			－	1,406
自己株式の取得			－	△0
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	114	△1	113	113
当事業年度中の変動額合計	114	△1	113	1,273
当期末残高	206	△0	205	15,348

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法に基づく原価法

子会社株式　　移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品　　移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品　　最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) デリバティブの評価基準および評価方法　　時価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法
ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により計上しております。

賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減

	した額を下回る場合には、当該差異を退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用として計上しております。 会計基準変更時差異（58百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により、発生年度の翌事業年度より損益処理することとしております。
(6) ヘッジ会計の方法	
ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	手段：金利スワップ、為替予約 対象：借入金利息、外貨建予定取引
ヘッジ方針	輸入取引に係る為替変動のリスクに備えるため、外貨建の買掛金につきましては為替予約取引を行っております。また、変動金利の借入金の調達資金を固定金利の資金調達に換えるため、金利スワップ取引を行っております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動額を比較し、その変動額の比率によってヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項	（退職給付に係る会計処理） 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 （消費税等の会計処理） 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を、平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が59百万円および繰延税金資産が82百万円それぞれ減少するとともに、前払年金費用が172百万円および繰越利益剰余金が149百万円それぞれ増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　7,485百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

売掛金	1百万円
未収入金	12百万円
買掛金	23百万円
預り金	2百万円
設備未払金	0百万円

４．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	46百万円
仕入高	22百万円
販売費及び一般管理費	2百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	49百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
各営業店舗	店舗設備	建物等

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また賃貸資産等については物件単位毎にグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(176百万円)として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物142百万円、その他34百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定士による鑑定評価額等により評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローを年1.2%で割り引いて算定しております。

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	156株	50株	－株	206株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	48百万円
未払事業所税	13百万円
賞与引当金	177百万円
繰延ヘッジ損益	0百万円
その他	25百万円
繰延税金資産（流動）計	265百万円
繰延税金負債（流動）	
繰延税金負債（流動）計	－百万円
繰延税金資産（流動）純額	265百万円
繰延税金資産（固定）	
役員退職慰労引当金	107百万円
ゴルフ会員権評価損	12百万円
投資有価証券評価損	64百万円
減損損失	287百万円
資産除去債務	313百万円
貸倒引当金	5百万円
その他	12百万円
小計	803百万円
評価性引当額	△155百万円
繰延税金資産（固定）計	647百万円
繰延税金負債（固定）	
前払年金費用	△57百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△101百万円
その他有価証券評価差額金	△24百万円
繰延税金負債（固定）計	△184百万円
繰延税金資産（固定）純額	463百万円

７．関連当事者との取引に関する注記

取引に重要性がないため、記載を省略しております。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,245円78銭
１株当たり当期純利益	114円20銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

店舗用建物および建物付属設備の定期借地契約・賃貸借契約に伴う現状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用期間を当該契約の契約期間および建物等の耐用年数（主に18年）と見積り、割引率は当該耐用年数に対応する国債の発行利回り（主に1.1%）を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	911百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	91百万円
時の経過による調整額	10百万円
資産除去債務の履行による減少額	△37百万円
その他増減額（△は減少）	－百万円
期末残高	976百万円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年10月14日

株式会社　ヒ マ ラ ヤ
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渋　谷　英　司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古　田　　博	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヒマラヤの平成26年９月１日から平成27年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒマラヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年10月14日

株式会社　ヒ マ ラ ヤ

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渋　谷　英　司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古　田　　博　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヒマラヤの平成26年９月１日から平成27年８月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年９月１日から平成27年８月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行ならびに運用状況についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年10月15日

株式会社ヒマラヤ監査役会

監査役（常勤）　小久保　　隆　㊞

監　　査　　役　加　藤　文　夫　㊞

監　　査　　役　林　　直　康　㊞

（注）監査役　加藤文夫および同　林　直康は、会社法第２条第16号および第335条第３項に規定する社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を最重要経営課題の一つとして考えており、長期にわたる安定した配当の継続を会社の利益配分に関する基本方針としております。また、配当額の算定は、業績および今後の経営環境や業績動向などを総合的に勘案して行っております。

その結果、第40期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき 金10円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は123,205,810円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年11月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行するために、定款の一部を変更するものであります。

また改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結できるようにすることによって有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするべく、現行定款第30条を変更するものであります。なお、責任限定契約にかかる定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

このほか、法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の予選に関する規定を変更案第21条として新設し、また、資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第37条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第７条および第43条を削除するものであります。

その他、上記の各変更に伴う所要の変更等を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　　総　　則	第１章　　総　　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機　　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機　　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削　　除） ３．会計監査人
第５条～第６条　（条文省略）	第５条～第６条　（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（削　　除）
第８条～第19条　（条文省略）	第７条～第18条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
（員　　数） 第20条　当会社の取締役は８名以内とする。	（員　　数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名以内とする。
（新　　設）	②　当会社の監査等委員である取締役は４名以内とする。
（選任方法） 第21条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
②　（条文省略） ③　（条文省略）	②　（現行どおり） ③　（現行どおり）
（新　　設）	（補欠の監査等委員である取締役の予選の効力） 第21条　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議のあった株主総会後、２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任　　期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　　期） 第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第23条　　（条文省略）	第23条　　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
（新　　設）	②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
（新　　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または署名押印を行う。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
第28条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現　行　定　款	変　更　案
（社外取締役の責任免除） 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める範囲内とする。	（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める範囲内とする。
第５章　　監査役および監査役会	（削　　除）
（員　　数） 第31条　当会社の監査役は４名以内とする。	（削　　除）
（選任方法） 第32条　監査役は、株主総会において選任する。	（削　　除）
②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
（任　　期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　　除）
②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）
（常勤監査役） 第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。	（削　　除）
②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　　除）
（監査役会の決議方法） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　　除）
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	（削　　除）
（監査役会規程） 第38条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　　除）
（報酬等） 第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）
（社外監査役の責任免除） 第40条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。	（削　　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　　設）	第５章　　監査等委員会
	（監査等委員会の招集通知）
（新　　設）	第32条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
（新　　設）	②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
	（監査等委員会の決議方法）
（新　　設）	第33条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席した監査等委員の過半数で行う。
	（監査等委員会の議事録）
（新　　設）	第34条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
	（監査等委員会規程）
（新　　設）	第35条　監査等委員会に関するその他の事項は、別に監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　　計　　算	第６章　　計　　算
第41条　　（条文省略）	第36条　　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（新　　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第37条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第42条　剰余金の配当としての期末配当は、毎年８月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。	（剰余金の配当の基準日） 第38条　当会社の期末配当の基準日は、毎年８月31日とする。
（新　　設）	②　当会社の中間配当の基準日は、毎年２月末日とする。
（新　　設）	③　前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第43条　当会社は、取締役会の決議により、毎年２月末日を基準日として、中間配当を行うことができる。	（削　　除）
（配当金の除斥期間等） 第44条　期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	（配当金の除斥期間等） 第39条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行しますので、取締役全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）８名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	こもり　ゆうさく 小森　裕作 (昭和23年11月６日生)	昭和51年４月　当社設立 代表取締役社長 平成22年11月　当社代表取締役会長(現任)	365,000株
2	のみず　ゆうじ 野水　優治 (昭和37年３月９日生)	昭和60年４月　三菱商事株式会社入社 平成20年４月　同社繊維本部S.P.A.第一ユニットスポーツアパレルチームリーダー 平成21年11月　当社出向顧問 平成21年11月　当社専務取締役 平成22年11月　当社代表取締役社長(現任)	―株
3	ごとう　たつや 後藤　達也 (昭和34年８月26日生)	昭和57年４月　当社入社 平成19年３月　当社商品開発部長 平成19年12月　当社商品開発部長兼新業態開発促進チーム 平成21年３月　当社商品本部理事 平成21年９月　当社商品本部長 平成21年11月　当社取締役商品本部長 平成23年１月　当社取締役商品本部長兼商品第二部長 平成23年３月　当社取締役商品本部長兼商品第二部長兼商品開発部長 平成23年７月　当社取締役商品本部長兼商品開発部長 平成23年11月　当社常務取締役商品本部長兼商品開発部長兼商品管理部長 平成24年４月　当社常務取締役商品本部長兼商品管理部長 平成25年８月　当社常務取締役商品本部長 平成25年８月　株式会社ビーアンドディー常務取締役(現任) 平成27年９月　当社常務取締役商品本部長兼商品第二部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ビーアンドディー常務取締役	65,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	すずき　よしはる 鈴木好治 (昭和32年９月18日生)	昭和55年４月　株式会社オリンピックスポーツ入社 平成８年４月　当社入社 平成12年10月　当社営業本部副本部長 平成13年４月　当社執行役員販売部長 平成14年４月　当社執行役員営業企画部長 平成18年11月　当社取締役営業企画部長 平成19年５月　当社取締役販売本部長兼営業企画部長 平成20年８月　当社取締役販売本部長(現任)	5,100株
5	やまだ　ゆうへい 山田雄平 (昭和35年８月４日生)	昭和61年４月　大和ハウス工業株式会社入社 平成20年10月　同社岡山支店流通店舗営業所所長 平成23年10月　当社入社店舗開発本部副本部長 平成23年11月　当社取締役店舗開発本部長 平成25年３月　当社取締役店舗開発本部長兼店舗開発部長 平成26年８月　当社取締役店舗開発本部長(現任)	5,000株
6	おおの　てるふみ 大野輝文 (昭和30年４月21日生)	昭和53年４月　株式会社大垣共立銀行入行 平成10年７月　同行城東支店長 平成13年１月　同行岐阜支店副支店長 平成17年５月　同行揖斐支店長 平成20年５月　同行桑名支店長 平成23年５月　当社入社総務部長 平成23年11月　当社取締役総務部長 平成27年６月　当社取締役管理本部長兼総務部長 平成27年９月　当社取締役管理本部長(現任)	3,000株
7	こもり　かずき ※小森一輝 (昭和58年11月８日生)	平成20年４月　本田技研工業株式会社入社 平成23年４月　当社入社 平成26年８月　当社商品第三部副部長 平成26年10月　当社ＥＣ事業部長 平成27年９月　当社販売チャネル統括部長(現任)	143,600株
8	たかつき　あつし 髙月敦史 (昭和39年３月25日生)	昭和62年４月　三菱商事株式会社入社 平成23年４月　同社繊維本部S.P.A.機能開発ユニットスポーツ事業推進室長 平成25年４月　同社繊維本部スポーツ・消費財部長 平成25年11月　当社取締役(現任) 平成26年４月　三菱商事株式会社リテイル本部衣料・生活用品部長(現任) (重要な兼職の状況) 三菱商事株式会社リテイル本部 衣料・生活用品部長	－株

(注) １．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．※印は新任取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
３．髙月敦史氏は社外取締役候補者です。
４．社外取締役候補者髙月敦史氏は、当社のその他の関係会社である三菱商事株式会社の部長職にあり、同社との関係強化、経営監視機能の強化に加え、同社で培った経営に対する高い見識をもって、当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと考えております。以上の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

５．髙月敦史氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
６．当社は、本議案が承認された場合、髙月敦史氏を独立役員である社外取締役として東京証券取引所および名古屋証券取引所へ届け出る予定であります。
７．当社は、髙月敦史氏との間で会社法第427条第１項および当社定款規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、髙月敦史氏の再任が承認された場合には、同氏と当該契約を継続する予定であります。
８．各候補者の所有する当社株式の数は、平成27年８月31日現在の状況を記載しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	こくぼ　たかし ※小久保　隆 (昭和27年12月３日生)	昭和50年11月　アイビーエス石井スポーツ株式会社入社 平成５年９月　当社入社 平成12年４月　当社商品第一部統括マネージャー 平成13年４月　当社内部監査室長 平成22年11月　当社常勤監査役(現任)	5,050株
2	かとう　ふみお ※加藤　文夫 (昭和19年１月20日生)	平成９年５月　名古屋国税局調査部調査審理課長 平成10年７月　同局調査部調査総括課長 平成11年７月　同局調査部調査管理課長 平成12年７月　同局調査部次長 平成13年７月　昭和税務署長 平成14年８月　加藤文夫税理士事務所開設(現任) 平成16年７月　セイノーホールディングス株式会社社外監査役(現任) 平成26年11月　当社監査役(現任) 平成27年６月　イビデン株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） セイノーホールディングス株式会社社外監査役 イビデン株式会社社外監査役	―株
3	はやし　なおやす ※林　直康 (昭和25年７月６日生)	平成18年３月　中津川警察署長 平成19年３月　中部管区警察局出向情報通信局通信庶務課長 平成21年４月　岐阜県警察本部警備部長 平成23年４月　財団法人岐阜社会福祉事業協力会（現一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会）常務理事 平成25年４月　一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会理事長(現任) 平成26年11月　当社監査役(現任) （重要な兼職の状況） 一般財団法人岐阜社会福祉事業協力会理事長	―株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。

３．加藤文夫氏と林直康氏は社外取締役候補者であります。

加藤文夫氏と林直康氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりです。

(1)加藤文夫氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、元名古屋国税局勤務および、税理士としての長年の経験と高度な見識や、財務および会計に関する相当程度

の知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。

なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

(2)林直康氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、元警察署長および県警本部警備部長としての豊富な経験と高度な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。

なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

４．当社は、加藤文夫氏と林直康氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として両取引所に届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて両氏を独立役員である社外取締役として両取引所へ届け出る予定であります。

５．３氏の選任が承認された場合、当社は３氏との間で会社法第427条第１項および当社定款規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

６．各候補者の所有する当社株式の数は、平成27年８月31日現在の状況を記載しております。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴および当社における地位	所有する当社株式の数
ふせや　よしお 伏屋　喜雄 （昭和23年１月20日生）	昭和55年６月　伏屋社会保険労務士事務所開設所長（現任） 平成３年３月　株式会社中部人材育成センター設立　代表取締役（現任） 平成22年８月　岐阜県労働保険事務組合連合会会長 平成25年４月　一般社団法人全国労働保険事務組合連合会岐阜支部 支部会長（現任） （重要な兼職の状況） 伏屋社会保険労務士事務所所長	10,000株

（注）１．候補者が所長を務める伏屋社会保険労務士事務所と当社との間には、当期において4,390千円の取引があり、その内容は社会保険手続事務等の委託であります。

２．伏屋喜雄氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．伏屋喜雄氏は、社会保険労務士としての豊富な経験および会社経営者としての高度な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

４．当社は、伏屋喜雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第１項および当社定款規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

５．候補者の所有する当社株式の数は、平成27年８月31日現在の状況を記載しております。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成22年11月25日開催の第35期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）」と定めること、および、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものです。なお、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は７名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案通り承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役は８名（うち社外取締役１名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額40百万円以内」と定めること、および、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものです。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案通り承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役は３名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

第８号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成27年６月30日に取締役を退任されました増田康裕氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

また、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、任期満了により監査役を退任されます小久保隆氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役は取締役会に、退任監査役は監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたく存じます。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

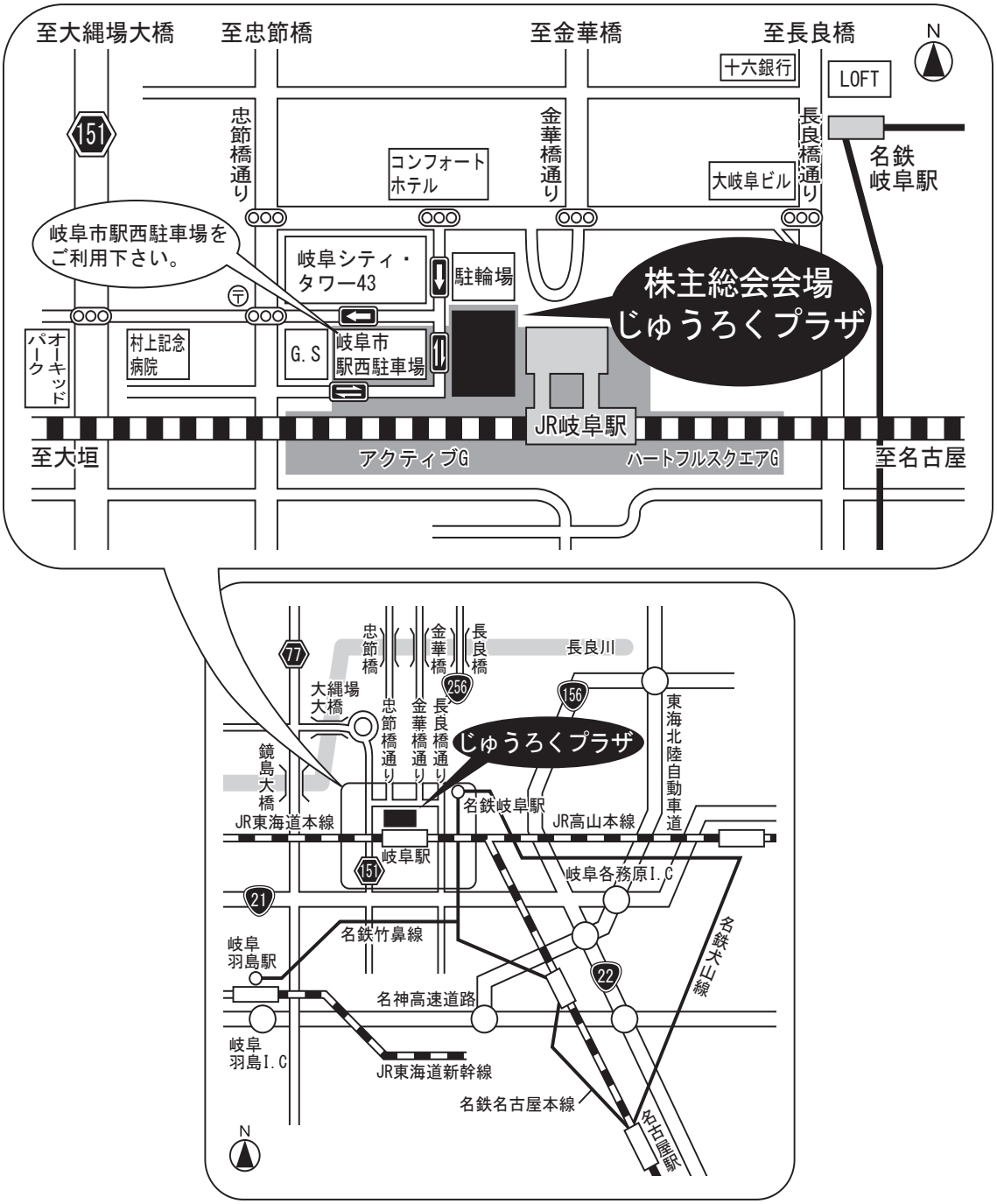
退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
ますだ　　やすひろ 増　田　康　裕	平成25年11月　当社常務取締役 平成27年６月　当社常務取締役　退任
こくぼ　　たかし 小　久　保　　隆	平成22年11月　当社常勤監査役（現任）

以　上

株主総会会場ご案内図

〈会場〉じゅうろくプラザ　５階　大会議室
岐阜県岐阜市橋本町１丁目10番地11
ＴＥＬ.〈058〉262－0150㈹



〔交通機関のご案内〕
●JR岐阜駅より……徒歩／約２分
●岐阜各務原I.Cより約10km ……車／約15分
●名鉄岐阜駅より……徒歩／約７分
●岐阜羽島I.Cより約15km ……車／約20分

〔駐車場のご案内〕
●岐阜市駅西駐車場
※当駐車場の駐車券をご用意いたしておりますので、株主総会会場受付にて駐車券をご提示ください。
※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。
●会場建物内および周辺は禁煙地域となっております。

VEGETABLE OIL INK

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080